

環境監査委員会議録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>司会（川島課長）</p> <p>司会（川島課長）</p> <p>司会（川島課長）</p> <p>司会（川島課長）</p>	<p><b>【久喜市環境監査委員会委員委嘱式】</b></p> <p>1 開会</p> <p>皆さんこんにちは。            本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。            ただ今から、久喜市環境監査委員会委員委嘱式を執り行いたいと存じます。            本日の進行役を務めさせていただきます、環境課長の川島と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>2 委員の委嘱</p> <p>それでは、委嘱式を執り行います。            田中市長から、委員の皆様へ委嘱書を交付いたします。            なお、委嘱書の交付につきましては、お手元の資料3の名簿順とさせていただきます。            これから順に、市長が皆様の前へ参りますので、お名前をお呼びしましたら、その場にてご起立をお願いします。            それでは、市長よろしくお願ひします。</p> <p>（市長から委員一人ひとりに委嘱書を交付）</p> <p>ありがとうございました。            以上を持ちまして、久喜市環境監査委員会委員委嘱式を終了とさせていただきます。</p> <p><b>【平成29年度第1回環境監査委員会】</b></p> <p>1 開会</p> <p>それでは、引き続き、平成29年度第1回久喜市環境監査委員会を開会させていただきます。            なお、ただ今の出席委員は4人でございまして、定員5人の1/2を超えております。            久喜市環境監査委員会運営規則第3条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。            それでは、会議に入ります前に、本日の配布資料を確認させていただきたいと存じます。            本日の資料につきましては、事前に郵送いたしまして、ご持参いただくようお願いしたところでございますが、お持ちいただいておりますでしょうか。</p>

	<p>(不足なし)</p> <p>続きまして、会議の開催にあたり、皆様にご了承いただきたいことがございます。</p> <p>本市では、審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は、原則公開として、会議の傍聴を認めております。</p> <p>また、会議の傍聴にあたりましては、審議会等がそれぞれに、手続きや遵守事項を定めることになっております。</p> <p>つきましては、お手元に配布させていただきました「資料4 傍聴要領」のとおり定めたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
<p>司会 (川島課長)</p>	<p>(委員同意)</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、傍聴要領に従いまして、傍聴を許可したいと思います。</p> <p>なお、本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。</p> <p>今後の委員会におきましても、同様に、傍聴を許可して参りますので、よろしく申し上げます。</p> <p>また、会議の内容につきましては、議事録を作成して公開することとしております。</p> <p>そのため、会議の録音及び写真撮影につきまして、あらかじめご了解をいただきますよう、併せて申し上げます。</p>
<p>司会 (川島課長)</p>	<p>2 市長のあいさつ</p> <p>それでは、続きまして、田中市長からごあいさつを申し上げます。</p>
<p>司会 (川島課長)</p>	<p>(市長あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>司会 (川島課長)</p>	<p>3 委員及び事務局職員の紹介</p> <p>続きまして、次第の3、委員及び事務局職員の紹介に移らせていただきます。</p> <p>本日は、初めての会議でございますので、恐縮ではございますが、皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>なお、順番は、委嘱書の交付順と同じく、名簿順でお願いします。</p> <p>それでは、はじめに、大豆生田 様 よろしく申し上げます。</p>
<p>司会 (川島課長)</p>	<p>(各委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>宮内環境経済部長から順に自己紹介をお願いします。</p> <p>(事務局職員自己紹介)</p>

司会（川島課長）	<p>事務局職員は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>4 委員長の選出について</p>
司会（川島課長）	<p>続きまして、次第の4、委員長の選出について、でございます。久喜市環境監査委員会運営規則第2条の規定によりまして、当委員会に委員長及び副委員長を置くこととなっております。委員長につきましては、委員の互選によって定めることとされており、副委員長につきましては、委員のうちから委員長が指名することとなっております。本日は、委員改選後、1回目の会議ということで、委員長が選出されておりませんので、田中市長を仮議長として、委員長が選出されるまでの間、議事を進行していただきます。それでは、田中市長、よろしくお願ひします。</p>
仮議長（田中市長）	<p>それでは、委員長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。委員長の選出でございますが、委員の自薦、他薦がございましたらお願ひいたします。</p> <p>（深原委員から、大豆生田委員の推薦発言あり）</p>
仮議長（田中市長）	<p>ただ今、深原委員から、委員長に大豆生田委員がよろしいのではないかというご発言がございましたが、他にご意見はございませんか。それでは、他にご発言も無いようですので、皆さんにお諮りしたいと思います。大豆生田委員に委員長をお願いすることでご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
仮議長（田中市長）	<p>ご異議なしと認め、委員長は大豆生田委員と決定させていただきます。それではここで、大豆生田委員長よりご挨拶をお願いしたいと思います。大豆生田委員長、よろしくお願ひします。</p> <p>（委員長あいさつ）</p>
仮議長（田中市長）	<p>ありがとうございました。これもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会（川島課長）	<p>ありがとうございました。ここで、大変恐縮ではございますが、田中市長、宮内部長は、次の公務がございますので、退席させていただきたいと存じます。</p>

	(市長、部長退席)
	5 副委員長の指名について
司会 (川島課長)	<p>続きまして、次第の5、副委員長の指名について、でございます。</p> <p>大豆生田委員長には、お手数ですが、委員長席に移動をお願いしたいと思います。</p>
	(大豆生田委員長席移動)
司会 (川島課長)	<p>それでは、先ほど申し上げましたとおり、副委員長につきましては、会長が指名することとなっておりますので、大豆生田委員長にご指名をお願いしたいと存じます。</p>
大豆生田委員長	<p>鈴木委員さんに副委員長をお願いしたいと思います。</p>
司会 (川島課長)	<p>委員長から、鈴木委員さんに副委員長をお願いしたいとこのことでございますが、鈴木委員さん、よろしいでしょうか。</p>
	(鈴木委員同意)
司会 (川島課長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、鈴木副委員長よりご挨拶をお願いしたいと思います。</p> <p>鈴木副委員長、よろしく申し上げます。</p>
	(副委員長あいさつ)
司会 (川島課長)	<p>ありがとうございました。</p>
	6 委員会の概要・運営について
司会 (川島課長)	<p>続きまして、次第の6、委員会の概要・運営について、でございますが、事務局よりご説明申し上げます。なお、委員会の運営内容のご協議については、恐縮ですが、委員長に進行をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
事務局 (古平主事)	<p>環境課環境企画係の古平と申します。</p> <p>次第の6、「委員会の概要・運営について」ご説明いたします。</p> <p>今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、「久喜市環境監査委員会」につきまして、概要を説明させていただきます。</p> <p>資料1、久喜市環境基本条例の6ページ下から9行目をご覧ください。</p> <p>第4章 環境監査委員会ということで、第27条に環境監査委員会の設置についての規定がございます。</p> <p>本委員会の設置目的は、「環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため」の機関として設置するものでございま</p>

す。

委員の皆様には審議などをお願いする事項といたしましては、2項に規定しておりますので、順を追ってご説明いたします。

はじめに、(1)市の環境の保全及び創造に関する意見、要望等を審議し、必要な調査等を行うこととさせていただきます。

資料2 久喜市環境監査委員会運営規則の1ページの下から11行目をご覧くださいと思います。

第4条に「市民は、環境の保全及び創造に関する意見、要望書を委員会に提出することができる」との規定がございまして、市民の皆様から提出された意見、要望書を委員会で受理し、委員の皆様には、意見、要望書の内容について調査をするか否かを決定していただき、決定した結果を意見、要望を頂いた市民の方に通知いたします。

さらに、調査をする場合には、調査方法などを検討していただき、委員会の決定に基づき、関係部署において調査し、その結果を委員会にご報告した上で、意見、要望を頂いた市民の方に報告書を送付するものとさせていただきます。

「環境の保全及び創造に関する意見、要望等」については、毎年広報紙を利用して募集をしているところでございますが、現在、市民の皆様からのご意見、ご要望はございません。

続きまして、(2)市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施することとさせていただきます。

これは、久喜市の環境の現況と、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を年次報告書としてまとめた、「久喜市の環境」を基に、皆様に環境監査をしていただくものとさせていただきます。

その他に(3)環境監査の調査研究及び普及に関すること、(4)前3号に掲げる事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすることなどがございます。

以上が委員の皆様には審議などをお願いする事項となっております。

皆様お手数ですが、久喜市環境基本条例の7ページをご覧くださいと思います。

3項では、委員の定数が5人以内であること、4項では、学識経験者のうちから市長が委嘱すること、5項では、委員の任期が原則2年であることを定めております。

次に、資料2、久喜市環境監査委員会運営規則をご覧ください。

第2条では、委員長及び副委員長の選任等について、第3条では、会議の招集及び議事進行は委員長が行うこと、委員の過半数の出席がなければ開催できないことなどが定められています。

以上が、久喜市環境監査委員会の概要の説明でございます。

次に、環境監査委員会の運営について、でございます。

皆様には、久喜市環境監査委員会の委員名簿の公開、会議録の作成形式、会議録の確認・署名について、ご協議をいただきたいと思っております。

はじめに、委員名簿の公開について、でございます。

市民参加条例で定める名簿の公開がございまして、市のホームページの中の久喜市環境監査委員会のページにおいて、公開する予定でございます。

お手数ですが、資料3、久喜市環境監査委員会委員名簿をご覧ください。

<p>大豆生田委員長</p>	<p>名簿の公開につきましては、氏名及び選出区分、任期について公開いたしますのでご了承をお願いいたします。</p> <p>また、もう一つ、市では、他の附属機関等と併せて一覧にしました「公職者名簿」というものを毎年度作成しており、公文書館において、閲覧することができるようになっております。</p> <p>この「公職者名簿」につきましては、お名前の他に、ご住所とお電話番号もご本人の希望に応じて公開しております。このため、お手元に配布させていただきました名簿の公開に係る同意書によりまして、皆様のご意向を伺いたいと考えております。</p> <p>続きまして、会議録の作成形式について、でございます。</p> <p>本市では、審議会等の会議の公開に関する条例により、審議会等の会議録は速やかに作成し、その写しを閲覧に供することとされております。</p> <p>このため、会議の際には録音をし、発言者の氏名を含めまして、会議録を作成し、市のホームページなどで公表しております。</p> <p>また、会議録の作成形式でございますが、原則として全文記録方式、または、できるだけ全文に近い形で作成するほぼ全文記録方式で作成することとなっております。</p> <p>なお、ほぼ全文記録方式とは、「テニオハ」や「繰り返しの発言」などを整理させていただくものでございまして、当委員会ではこの方式で今まで作成していたところでございます。</p> <p>事務局といたしましては、ほぼ全文記録方式で会議録の作成を考えているところでございますが、この件につきまして、ご協議をお願いいたします。</p> <p>最後に、会議録の確認・署名について、でございます。</p> <p>会議録につきましては、事務局が原案を作成した後、委員の皆様へ原案の写しをお送りします。</p> <p>委員の皆様には、原案がお手元に届きましたら、内容のご確認をお願いします。その際、校正期限のお知らせを同封いたしますので、確認の結果、原案の修正が必要な場合は、指定の期限内に事務局までご連絡をお願いします。</p> <p>なお、校正期限までにご連絡がない場合は、ご了解をいただいたものとさせていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>また、会議録は、皆様のご了解をいただいた後、当委員会で指名する委員にご署名をいただき、会議録を公開することになっております。</p> <p>当委員会では、今まで委員長に確認・署名をお願いしていたところでございまして、事務局といたしましては、委員長に確認・署名をお願いできればと考えているところでございますが、この件につきまして、ご協議をお願いいたします。</p> <p>委員会の運営についてのご説明は以上となりますが、委員会の運営についての協議事項につきましては、委員長に進行をお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局から、協議事項として3点ほど説明、提案がありました。</p> <p>1点目が、「委員名簿の公開について」</p> <p>2点目が、「会議録の作成形式について」</p>
----------------	--

	<p>3点目が、「会議録の確認・署名について」でございます。  それでは、このことにつきまして、順次お話ししたいと思います。  はじめに、1点目、「委員名簿の公開について」ですが、市民参加条例で定める委員名簿の公開とは別に、公職者名簿として公開する場合の取り扱いでございますが、お手元の記入用紙に住所・電話番号の公開・非公開についてご記入いただき、事務局にお渡しいただく形でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
大豆生田委員長	<p>それでは、帰りまでに事務局に用紙の提出をお願いします。  次に、2点目の「会議録の作成形式について」ですが、全文記録方式、あるいは「テニオハ」や「繰り返しの発言」などについて整理する、ほぼ全文記録方式ということですが、今までと同様、ほぼ全部記録方式、ということよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
大豆生田委員長	<p>ありがとうございます。会議録の作成形式については、ほぼ全文記録方式で作成をお願いしたいと思います。  それから、3点目の「会議録の確認・署名について」ですが、事務局で作成した会議録を委員全員が確認していただいた後、私が最終的に確認、署名するということよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
大豆生田委員長	<p>ありがとうございます。会議録につきましては、私が最終的に確認いたしました後、署名させていただきます。  以上で、終了とさせていただきます。</p>
議長（大豆生田委員長）	<p>7 議題</p> <p>それでは、このまま暫くの間、議長を務めさせていただきます。  円滑に会議が進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いします。</p> <p>本日の進行の仕方について、資料5の久喜市の環境について随時、問題点等を指摘しながら監査していこうと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長（大豆生田委員長）	<p>それでは、資料5をいくつか区切って進めて行こうと思います。  まず、第1章の2ページから11ページで何かございますか。  私のほうからよろしいでしょうか。  組織についてですが、環境経済部にゴミ処理施設建設推進課が新たに加わり、環境課の事務分掌の中身が去年から大幅に変わったのはどのような理由がありますか。</p>

事務局（田中係長）	<p>環境課の事務分掌でございますが、ごみ処理施設建設推進課が新設されるのに伴い、内容的にはほとんど変わらないですが、わかりやすくするため、より詳細に分けたということでございます。ただ、埼玉県からの権限移譲を受けたため、その分の業務については増加しています。</p> <p>また、ごみ処理施設建設推進課の業務については、新たなごみ処理施設の建設について、業務を行っています。</p>
議長（大豆生田委員長）	<p>環境課として、業務が増加したわけではないですね。</p>
事務局（田中係長）	<p>はい。あくまで整理したということです。</p>
議長（大豆生田委員長）	<p>わかりました。  それでは、他にございますか。  ないようですので、あとで何かありましたらその際に戻って質問等お願いします。  では、第2章に移らせていただきます。まず13～31ページの間で何かございますか。</p>
深原委員	<p>よろしいでしょうか。  20ページ一番上、野鳥観察会の内容にノリスとありますが、ノスリの間違いではないでしょうか。</p>
事務局（田中係長）	<p>大変申し訳ございません。こちらノスリが正しいものになりますので、訂正させていただきます。</p>
深原委員	<p>お願いします。</p>
議長（大豆生田委員長）	<p>他に何かございますか。  26ページのアライグマは、相変わらずたくさん出ているのですか。</p>
事務局（小林係長）	<p>アライグマにつきましては、生息域が拡大しているという認識でございます。埼玉県全域を見ましても、昨年度と比べ、捕獲数がかなり増加しておりますので、分布が広がっていると考えています。</p>
議長（大豆生田委員長）	<p>これは捕まえたらどうするのですか。</p>
事務局（小林係長）	<p>捕獲いたしまして、薬殺をし、最終的には焼却して処分します。</p>
議長（大豆生田委員長）	<p>他に何かございますか。  それでは先に進みまして、32ページからの公害関係の話になります。100ページくらいまでありますので順を追ってみたいと思います。33ページ、種類別件数とその概要の中でその他の苦情とありますが、その他とは何を指すのでしょうか。</p>



事務局（板橋係長）	こちらにございます、典型7公害に分類されないものでございます。平成28年度から明確に精査いたしまして、分類に当てはめたため、その他は0になりました。
議長（大豆生田委員長）	平成27年度には、その他がありました、どのようなものでしょうか。
事務局（田中係長）	こちらにつきましては、久喜地区で、資材置き場が景観を損なっているとの心理的苦情が2件、栗橋地区では、電波の関係、金属工場への心理的苦情、トラックの積み荷散乱で3件、鷲宮地区では、資材置き場から砂ぼこりが舞い込んでくるとの苦情が1件、合わせて6件を、その他に分類しておりました。平成28年度からは苦情の内容を精査しましたので0件となっていることを、ご理解いただければと思います。
議長（大豆生田委員長）	はい。そして、33ページの不法投棄の関係で、環境保全巡回パトロールを市職員が実施しているとあります。その市職員とはどのような人が行っているのですか。
事務局（板橋係長）	こちらにつきましては、環境保全係の職員が中心に、過去に不法投棄があったところや、公害が発生したところ、残土があるところなどについて、巡回しております。
議長（大豆生田委員長）	それは、報告書等の記録を取っているのですか。
事務局（板橋係長）	報告書を作成し、記録しております。
深原委員	44ページの平成28年度立入調査状況が記載されていますが、昨年に比べ回数が落ちています。変化について、どのような理由があるのか教えてください。
事務局（板橋係長）	こちらは、28年度までは県が管轄しておまして、理由は把握しきれていない状況です。
議長（大豆生田委員長）	立入調査は、法の規定に基づいた立入を実施しているのでしょうか。
事務局（板橋係長）	こちらにつきましては、大気汚染防止法に基づき、登録をしている事業者について、数年に一度、立入調査をしております。
深原委員	まだ、納得いかない部分はありますが、わかりました。
議長（大豆生田委員長）	ちょっと表の読み方を教えてください。例えば、40ページの表で、上に環境基準が示されていますが、この表はどの数値が環境基準に収まっていることがいいのか、教えてください。

事務局（板橋係長）	こちらにつきましては、日平均の最高値が環境基準を超えていないかどうかです。
議長（大豆生田委員長）	それで一番右にある平均値というのは、どういったものですか。
事務局（板橋係長）	これは年間の平均値を出しているものです。
議長（大豆生田委員長）	環境基準そのものは、1時間ごとの1日の平均を見ているものですよね。
事務局（板橋係長）	はい。そして、この中では環境基準内の数値で収まっておりません。
議長（大豆生田委員長）	47ページの光化学スモッグの概況で前年度と比べ発令回数が多くなっているとありますが、表を見る限り少なくなっています。これは間違いではないですか。
事務局（板橋係長）	大変申し訳ございません。訂正させていただきます。
深原委員	46ページのテトラクロロエチレンは、ドライクリーニング等に使うものかと思うのですが、27年度の比で増えている原因は何かありますか。
事務局（板橋係長）	申し訳ございません。こちらにつきましても、気象条件などにより左右されてしまいますが、その詳細につきましては、把握していません。
深原委員	わかりました。ありがとうございます。
議長（大豆生田委員長）	では、先に進めていきたいと思えます。52ページのPM2.5の監視体制の中で、注意情報の発表後、濃度が低下した場合でも、注意情報は解除されることはありません。また注意情報は、発表された日の深夜0時まで適用されますが、翌日以降に持ち越されることはありません。とありますが、このような基準なのですか。
事務局（板橋係長）	このような基準になっております。一度発令されたら当日は解除されません。また、翌日に持ち越されませんが、翌日に再度発令することもあります。
鈴木委員	63ページの深夜営業騒音で概況に平成28年度の苦情は1件とありますが、規制対象営業のどれに当てはまりますか。
事務局（田中係長）	こちらにつきましては、商業地域のカラオケ店だったと記憶しております。

議長（大豆生田委員長）	60ページで騒音・振動の測定場所がありますが、場所の選定基準はどのようになっていますか。
事務局（板橋係長）	こちらにつきましては、騒音規制法で自治体が交通騒音を測らなければならないとされていて、県から権限移譲を受け、市で測るようになりました。市内にあるすべての国道・県道を5年間で必ず一回測定するものであるため、5年間ですべて測れるように計画を立てて場所を決めております。
議長（大豆生田委員長）	27年度と測定場所が異なるのはなぜでしょうか。
事務局（板橋係長）	5年間で市内すべての国道・県道を測定するため、毎年異なる路線で測定しています。
議長（大豆生田委員長）	今の続きで、61ページの環境基準達成率があり、78.5%などの完全に達成していないところがありますが、この場合の対応はどうするのですか。
事務局（板橋係長）	こちらにつきましては、道に面している50メートルの範囲内の全住宅に騒音測定を行い、そのうちの環境基準達成率を表しております。そして、環境基準と要請限度というものがあまして、環境基準はあくまでも目安でございます。要請限度を超えた場合につきましては、道路管理者や公安委員会に要請できますが、目安である環境基準を超えていても、要請等はできないものとなっております。
議長（大豆生田委員長）	ということは、基準を超えた場合、騒音・振動の被害を住民は訴えることができるのですか。
事務局（板橋係長）	環境基準より厳しい要請基準を超えた場合は、市が公安委員会等に要請いたします。
議長（大豆生田委員長）	では、先に進みます。ここからは水や河川についてです。一番違和感があったのが96ページの調査個所の37、38番の調査箇所名の上流と下流がこれでいいのですか。
事務局（田中係長）	誠に申し訳ございません。上流と下流が逆になっていましたので訂正させていただきます。
議長（大豆生田委員長）	また、101ページの精密水準測定成果表は多分今回初めて出てきたと思います。以前から掲載していましたか。
事務局（田中係長）	以前より掲載しておりました。
議長（大豆生田委員長）	最後、一番大きいミスが109ページの久喜市役所屋上における測定値が上の結果表と下のグラフの数値が違っています。また、グラフの数値が去年のデータなので修正をお願いします。

事務局（田中係長）	申し訳ございません。こちらは差し替えさせていただきます。
議長（大豆生田委員長）	以上、111ページまでで何かございますか。 それでは、112ページから内容が若干変わりました、環境保全活動の普及・啓発です。 116ページの保全事業のページ番号がかなり違うので、もう一度見直しをお願いします。
事務局（田中係長）	誠に申し訳ございません。ずれていきますので、もう一度精査させていただきます。皆様に指摘されていない箇所についても、修正が必要な可能性がございますので事務局のほうで再度精査させていただいて修正いたします。
議長（大豆生田委員長）	よろしく願いいたします。 他には、何かございますか。 久喜宮代衛生組合の資料の中で、153ページのごみの処理フローの資源ごみの回収方法ですが、公共回収と民間回収の2つあると思います。学校等での資源回収が行われている一方で、衛生組合での回収もしていると思います。今後についてはどのように行っていくますか。
事務局（田中係長）	現在、公共回収と集団資源回収の2つの方法で行っており、PTAや自治会等で資源集団回収を行っていきまして、今後、自治会等で雑誌・雑紙、段ボール、布・衣類の資源集団回収の実証実験を行う予定です。今説明会等を開き、手を挙げてくれる自治会を見つけ、予定では今年の10月に実施できればと伺っております。この実験で最終的に市民の皆様を集めていただくことができるか検証して判断する形で衛生組合を中心に、進めていると伺っています。
議長（大豆生田委員長）	アナウンスはしているのですか。
事務局（田中係長）	各地区の区長会で衛生組合から説明と通知の送付をしております。
議長（大豆生田委員長）	15番の台所資源ごみについては、どうなっていますか。
事務局（田中係長）	こちらにつきましては、実証実験の結果がでまして、全地区に広げるのは難しいと結論がでました。そのため、全地区でたい肥化はいたしません、コンポストの補助金等により、生ごみのたい肥化に努めていきます。
議長（大豆生田委員長）	すべてをやめるとの噂を伺ったのですが、それはいいですか。
事務局（田中係長）	いきなり全部をやめるといことはいいのですが、新たなごみ処理

長)	施設の建設等もございますので、その辺との兼ね合いも含めて、進めていくと思います。現時点でやめる、やめないというのは明言できない状況です。
議長（大豆生田委員長）	わかりました。 一通り見てきたわけですが、まだ確認したいところがありましたら、お願いします。
深原委員	14ページの苗木の配布についてですが、昨年より大幅に配布数が少なくなっています。昨年はトータルで2051本、今年は1032本で半数近くになっている理由は何かありますか。
事務局（田中係長）	予算の関係もございまして、苗木の単価も上がっていますので配布本数が減っています。さらに27年度は県から無償でいただいたため、本数も多く配布できたところでございます。
鈴木委員	苗木の配布の本数が地区によって違うのは、なぜですか。
事務局（田中係長）	予算の取り方という問題もございまして、平成30年度以降は、各地区でほぼ同じ本数を配布できるように考えています。
鈴木委員	合併もしたので是非そのようにお願いします。 また、緑の推進員は公募で募集していると思いますが、どのような年齢層ですか。
事務局（田中係長）	年齢層は高めです。若い方ですと20代の学生で男性の方が一人いらっしゃいます。
鈴木委員	ありがとうございます。
議長（大豆生田委員長）	他には何かございましてか。 少し視点が変わるかもしれませんが、環境に対する久喜市の取り組みは、私の主観では、埼玉県内でもレベルが高いと感じています。その理由は、久喜市の環境をまとめて出しており、環境監査委員会そのものが、他のほとんどの自治体にはないですね。また、EMSをやっている自治体もあまりないのではないかという認識です。そのため、久喜市は環境行政に対して、かなり積極的に取り組んでいると感じています。この点について、もっとPRした方が良いのではと思います。そうすれば、市民の環境に対する関心も上がり、環境学習への参加や、緑の推進員も増えるのではないかと思います。
事務局（田中係長）	こちらにつきましては、環境基本計画に基づき、EMS等で環境政策に力を入れております。PR面ではEMSとは異なりますが、例えば、久喜市環境保全率先実行計画の結果として、市の事務事業で排出される温室効果ガス総排出量を、ホームページ、広報紙で情報発信しております。また、久喜市の環境にも掲載した、環境学習の参加者募集について、これまで広報紙のみで募集していましたが、ホームページにも掲載を開始しました。このように徐々にPRしようと

	<p>考えています。</p> <p>さらにゴミ関係で、リネットジャパンと協定を結び、パソコン・小型家電などを、条件を満たせば無料で回収できるというものでございます。こちらにつきましても、市のホームページ等で市民の皆様に対し周知を図ったものでございます。市では、これらのPRを行っておりますが、足りないところもございますので、今後のPR方法については検討したいと思っております。</p>
<p>議長（大豆生田委員長）</p>	<p>環境に対する取り組みを、前面に出して久喜市をPRするのもいいと思っております。それだけのことを久喜市では行っていると思っております。</p>
<p>議長（大豆生田委員長）</p>	<p>他にはございますか。</p> <p>もしないようでしたら、この冊子、久喜市の環境についての監査は以上で終わりたいと思っておりますが、いかがですか。</p> <p>今日出ましたご意見については、報告書と事務局で会議録を作成していただきまして、それについて一旦皆さんにお諮りしたのちに、私が署名し、市長決裁をとっていただくことで監査報告という形にさせていただければと思っておりますが、よろしいですか。</p>
	<p>(委員同意)</p>
	<p>以上をもちまして、予定しておりました監査を終了とさせていただきます。委員の皆様にはいろいろありがとうございました。これで議長の職を解かせていただきます。</p>
	<p>8 閉会</p>
<p>事務局（川島課長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、長時間に渡りまして、ご審議いただきましてありがとうございます。</p> <p>ここで、閉会のあいさつを、鈴木副委員長からお願いしたいと思います。</p> <p>鈴木副委員長、よろしく申し上げます。</p> <p>(鈴木副委員長あいさつ)</p>
<p>司会（川島課長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、平成29年度第1回久喜市環境監査委員会を閉会とさせていただきます。</p>

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成30年 3月 22日

久喜市環境監査委員会 委員長 大豆生田 章